

周囲を見ているつもりでも、実は全く見えていない

ながらスマホ

突然、目の前に人やクルマが現れても
とっさに回避することはできない



危険だから、
絶対やめよう！

ながらスマホは、道路交通法違反

違反した場合には「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」等が科せられることがあります。また、相手にけがを負わせた場合は、重過失傷害罪等に問われたり、被害者から損害賠償を求められたりすることもあります。



大人も子供も
ヘルメットを
着用！！



警察庁
National Police Agency

